

様式第6号(第5条関係)

平成29年4月28日

名張市議会議長
様

会派名　日本共産党
経理責任者　田北 利治



政務活動費収支報告書

名張市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項に基づき、次のとおり
~~28~~ 年度政務活動費収支報告書を提出します。

1 収 入

政務活動費 720,000 円

2 支 出

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
調査研究費	103,000	
研修費	487,100	地方議員セミナー、自治体学校
広報費	12,482	市政報告会、チラシ代
広聴費	15,157	市政広聴会、会場費
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費	39,640	コピー代
資料購入費	18,140	書籍購入、新聞購読料
その他経費	48,000	タブレット通信費
合 計	723,519	

3 残 額 0 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。



様式E (マニュアル様式)

政務活動費領収書等整理表

会派名：日本共産党

報告年度：28 年度

項目	調査研究費	・ 研修費	・ 広報費	・ 広聴費	・ 要請陳情活動費	・ 会議費
目	資料作成費	・ 資料購入費	・ その他経費	(該当科目に丸をつけてください)		

領収書等添付

領 収 証

日本共産党
名張市議団 様 2017年5月29日

★ 103,000円

但「名張市戦政の健全化について」調査報告
上記正に領収いたしました

内 訳

大阪府高槻市宮田町3-37-1

税抜金額

消費税額等(%)

初村尤而 ()

コクヨ ウケ-1048

合計金額	103,000	円
------	---------	---

※貼付する領収書等は、支出年月日、支出内容、金額、相手方が確認できるようにしてください。
 ※この用紙に複数の領収書等を貼付する場合は、科目を統一してください。

名張市財政の健全化を 市民とともにすすめよう

日本共産党 名張市議会議員団
都市行政コンサルタント 初村 尤而

目次

1. 名張市の隠れた赤字財政	2
3回にわたる資金繰りの悪化	2
名張市の資金繰りの変化	3
隠された赤字	4
年度を越えた基金の繰替運用について	5
コミプラ撤去負担金の「一般財源化」	6
2. 償還能力について	8
償還可能年数という考え方	9
3. 名張市の財政を健全化するために	10
合併しなかったから財政が厳しいというのは誤解	11
名張市の良さを活かして住民を大切にする市政をつくる	11
さいごに	12

名張市は、2016（平成28）年4月から5年間、固定資産税の税率1.4%を0.3%上乗せし1.7%にしました。財政効果は8~9億円だといいます。市は、超過課税分を都市振興税とよび、あたかも街の発展に使われるかのような名前をつけています。また、独自課税だとして、地方の課税自主権の発揮であるかのようにも思わせています。しかし、増税の目的は町の振興や市民サービスの充実のためではなく、また課税自主権の発揮でもなく、単なる資金不足対策にすぎません。

名張市は2002年の財政非常事態宣言以降さまざまな事務事業のカット、人件費の削減、財政調整基金の取崩し、水道事業会計などからの借入れなどによって、かろうじて黒字財政を維持していました。しかし、それでも財源不足は改善していません。こうした状態が今後も続くと市は言っています。何度も行政改革をおこないながら、しかし好転せず、さらに行政改革を重ねるという悪循環を繰り返しています。度重なる行政改革は、市民サービスの削減や行政のアウトソーシングであり、ゆめづくり地域予算制度を悪用した公共サービスの縮小でした。そのやり方は結局効果がなかったということではないでしょうか。そこへ超過課税という新たな市民負担が市民に覆いかぶさってきました。「財政悪化」「行政改革」「サービス縮小」の繰り返しはいつまで続くのでしょうか。今後市財政はどうなっていくのか、市は財政の現状と未来をもっと語ってほしいものです。

1. 名張市の隠れた赤字財政

3回にわたる資金繰りの悪化

名張市財政を象徴する指標が二つあります。一つが資金繰りの深刻な悪化、もう一つが負債の償還能力の低さです。

第一は、資金繰りの深刻な悪化です。資金ショートとよばれる現象が長く続いています。しかも、赤字財政に至るほどに悪化しているにもかかわらず、いろいろな手法で隠されています。

資金繰りは二つの指標で判断できます。一つは毎年度の実質収支額（黒字か、赤字か、その大きさ）です。決算をして黒字が出れば資金に余裕があり、逆に赤字になれば資金繰りが悪いことを意味します。もう一つの指標は財政調整基金残高です。財政調整基金とは、特に使い道が決まっていない基金で、年度間の財源調整の役割をします。黒字が出れば基金を積み立て将来に備え、余裕がなければ取崩しをして歳入を増やします。こうすれば黒字や赤字を少なく見せることもできます。実質収支と財政調整基金残高は、裏表一体の関係にあります。

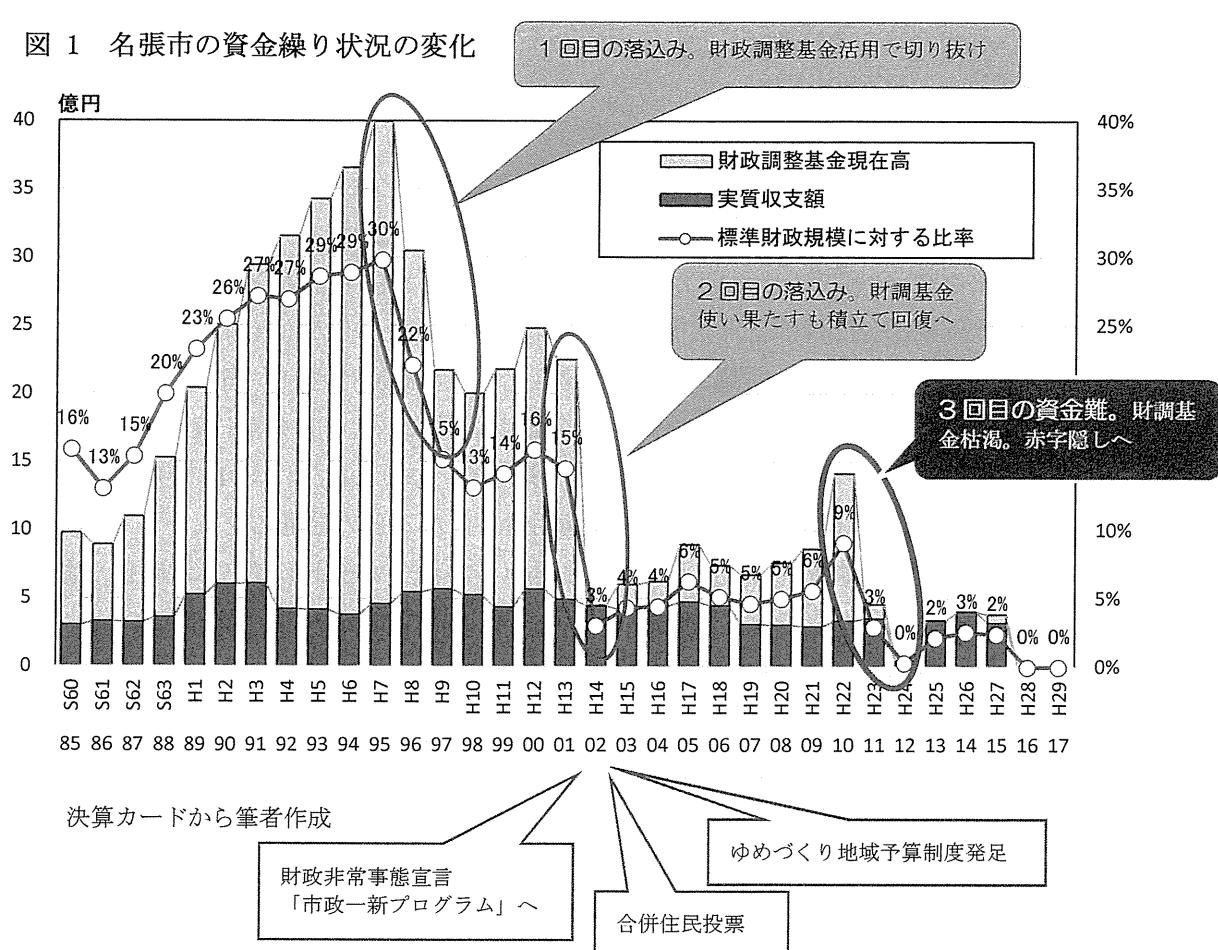
このように市財政の資金繰りは「実質収支額+財政調整基金残高」の大きさで表されます。図1は名張市の資金繰りの変化です。その望ましい適正水準がどの程度かはつきり確定したものはありませんし、自治体の財政ですから残りが多いほどよいというわ

けではありません。行政としてやるべき事業をおこなったうえで、適正水準の黒字になるのがよいわけです。

二つの指標のうち実質収支額は標準財政規模の3~5%程度が適正だとこれまで言われてきました。これに対して財政調整基金残高は、「適正水準」についてあまり議論されていませんでした。目標値を持つ自治体でも標準財政規模の何%にするという程度です。

名張市も目標を特に設けていませんでしたが、実際の数値は図1のとおりでした。1995年度に30%になりましたが、その後1990年代後半から2001年度ころまでは15%前後、2000年代には3~5%へ大きく減少し、現在はさらに2%程度に落ち込み、きわめて資金繩りが悪化してきました。

図1 名張市の資金繩り状況の変化



名張市の資金繩りの変化

図1を見ると名張市はこれまで資金繩りの落込みを3回経験しました。最初は90年代後半でした。1994年度頃から公共事業のために資金(一般財源)が活用され始めました。当時は市税収入が伸びていましたのでそれで対応できました。しかし、やがて税収が停滞すると、財政調整基金が大量に取り崩されました。ただ、この時期は財政調整基金がまだ比較的多かったため、基金の取崩しで切り抜けることができ、取崩し後もなお15%前後

を維持できました。

2回目は2002年度の急激な落ち込みです。市は2002年9月に財政非常事態宣言を出し、翌2003年3月には「市政一新プログラム」を策定しました。そのなかで「経費の節減や効率的な行政運営」をめざすとともに、市民と行政との協働、行政に民間の経営手法を取り入れるニュー・パブリック・マネジメント等の考え方で行政をすすめる方針を打ち出しました。行政改革と市民サービス削減が進み、こうした「自治体リストラ」の実施によって財政調整基金もわずかながら回復しました。しかし、この時期に、国による三位一体の改革（2004～06年度）が行われ全国の自治体は資金不足に陥り、名張市も同じでした。これらの影響で資金繰りの回復は不十分でした。

合併を問う住民投票の実施（2003年2月）、ゆめづくり地域予算制度（2003年4月）などが行われたのはこの時期でした。

隠された赤字

2011年度をきっかけに3回目の資金繰りの悪化に直面しました。いまも続いています。しかも今回は過去2回よりもはるかに深刻な状況にあります。2011～12年度に名張市はクリーンセンターの建設、土地開発公社の始末などのために大量の資金を必要としました。しかし財政調整基金はほぼ皆無状態で、実質収支も2%程度しかなくなりました。

財政難のなかで2009年4月に地方財政健全化法が全面施行され、国による自治体財政に関する新しいしくみが作られました。名張市は財政悪化を目の前にして、2009年8月に「名張市早期財政健全化計画」を策定しました。このままでは2010年度には単年度赤字に陥り、2012年度には累積赤字が24億円近くになるとの見通しを出しました。この計画は、このままでは名張市は財政健全化団体（イエローカード）に陥る危険性があるとして、これを避けるために職員人件費のいっそうの削減、保育所の全園民営化など「自治体リストラ」を実施するという内容でした。

これに対して日本共産党名張市議団は、2010年2月に「自治体リストラ」に反対する立場から「名張市が財政健全化団体にならないための緊急提案」を発表しました。財政健全化団体に陥らないために「水道会計」または「市保有の3基金」から3年間に5億円を借り入れるという内容でした。

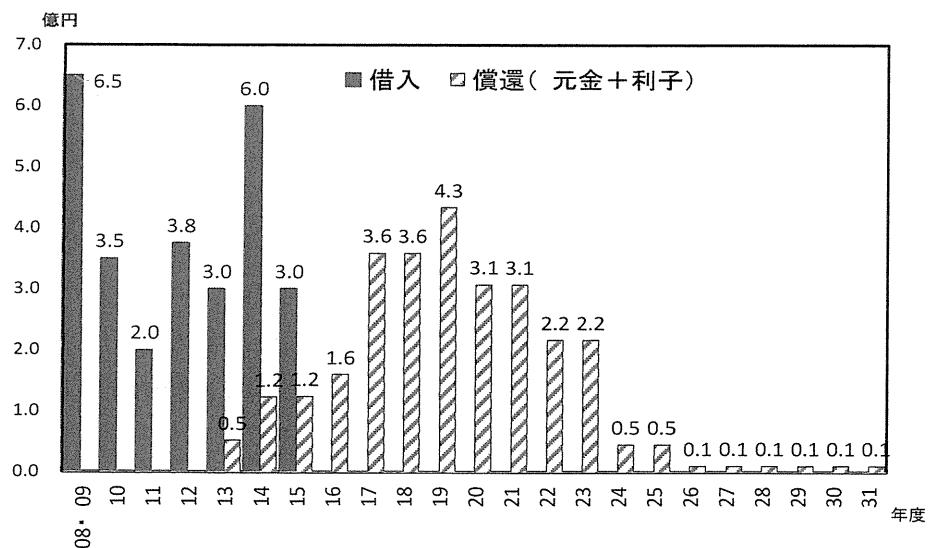
名張市はこの提案とよく似た方法で危機を乗り切りました。しかし、名張市がおこなった実際の借入れ内容は市議団の提案の趣旨とは違うものでした。市議団の提案は、2012年度に赤字額が財政健全化基準に達しないようにするための最小限の緊急対策であって、借入金額は5億円程度の少額でした。これは、借入れ目的が市財政を黒字にするためではなく、赤字財政は避けられないとしてもイエローカードは出さない程度の最低限の借入れでした。2013年度には皇學館大学の撤退にかかる和解金が収入されることによって、単年度では黒字になることも考慮したものでした。

しかし市の借入れは多額でした。市の資料によると、病院会計が水道事業会計から6.5

億円を借りたのを初め、一般会計が 2014 年度までに総額 21.25 億円を借り入れました。総額は 27.75 億円に上りました。内訳は、3 つの基金から 6.5 億円（東山墓園管理基金 4.5 億円、小波田川流域配水管維持管理基金 1.5 億円、開発調整池管理基金 0.5 億円）、水道事業会計から 14.75 億円でした。償還は、据置期間を数年間置き、元金の償還はその後始まるという地方債と同じ方式でした。「年度を越える基金の繰替運用」と言えます。例えば、2010 年度の東山墓園管理基金からの借入金 3.5 億円の償還は、元金 5 年間据え置き、2016 年度から 10 年間でした。この結果、借り入れた 2010 年度には、歳入が 3.5 億円増えました。その分赤字が帳消しになりました。借入期間も市議団の提案を超えるものでした。こうして市財政は表面的に黒字決算になりました。

しかしその結果、償還額が発生しました。図 2 は借入金とその償還予定です。償還は 2013 年度に始まり、2017（平成 29）～2021（平成 33）年度に集中します。集中した期間中の償還は年間 3～4 億円を超えます。この償還財源をどこで確保するのかが名張市の新しい財政課題となってきます。市が始めた固定資産税の超過課税（年間 8.6 億円）が真っ先に償還財源に充てられる可能性があります。しかし、こうした事実をほとんどの市民には知らされていません。

図 2：特定目的基金及び水道事業会計からの借り入れと借入金償還予定



名張市資料から筆者が作成

年度を越えた基金の繰替運用について

名張市が行った「年度を越えた基金の繰替運用」については、2016 年 3 月 31 日付け総務省自治財政局財務調査課長通知で、運用の適正化が求められています。「住民や議会等が客観的にチェックできるよう」に、決算書に添付される財産調書への記載を求められました。将来負担比率の計算に反映させるよう求めています。総務省通知は繰替運用を否定

はしていませんが、通知の趣旨は「望ましくない」ということです。この通知の趣旨を活かすためには、名張市財政が実質的には赤字決算であるにもかかわらず、好ましくない方法で隠してきたことを市民に説明することが必要ではないでしょうか。そして打開する道をいっしょに考える必要があります。

コミプラ撤去負担金の「一般財源化」

この他に、資金繰り対策の役割を担ったものとして、コミュニティプラント（コミプラ）にまつわる負担金と分担金があります。

コミプラとは、自治体・公社・公団や民間開発業者の開発行為による住宅団地に設置されるし尿・家庭雑排水を処理する施設です。名張市には2015年4月1日現在14カ所のコミプラがあります。すべて地域や業者が実施している施設ですが、名張市は将来的にはコミプラを撤去し、公共下水道処理施設を新設しそこへ直結する計画をもっています。

名張市はそのため2013年度と2015年度に、コミプラ撤去費用として「住宅団地コミプラ撤去負担金」（以下、「撤去負担金」という）、新施設築造費用として「住宅団地汚水処理施設分担金」（以下、「築造分担金」という）を、開発事業者や住民から集めました。集めた資金のうち撤去負担金は一般会計歳入科目の「諸収入・諸雑入」に計上され、築造分担金は下水道事業会計歳入科目の「分担金」に計上されました。

この負担金・分担金はどのようにして資金繰りを改善したのでしょうか。

一般会計諸収入に収入された撤去負担金は「負担金」科目でなく具体的な名称を書かず、「その他諸雑入」に収入されました。そのため、使い道が決まった特定財源ではなく、何に使ってもよい一般財源になってしまいました。こうして撤去負担金はストレートに一般会計の一般財源を増やしました。

また下水道事業会計に収入された築造分担金は、本来新施設築造費用に充当される特定財源にすべきでしたが、その一部が年度中に下水道維持管理費に使われました。その結果、下水道事業に余裕が生まれたため、下水道事業会計への一般会計繰入金を減らすことができました。こうして築造分担金もまた一般会計の資金繰り改善に間接的ながら「寄与」しました。

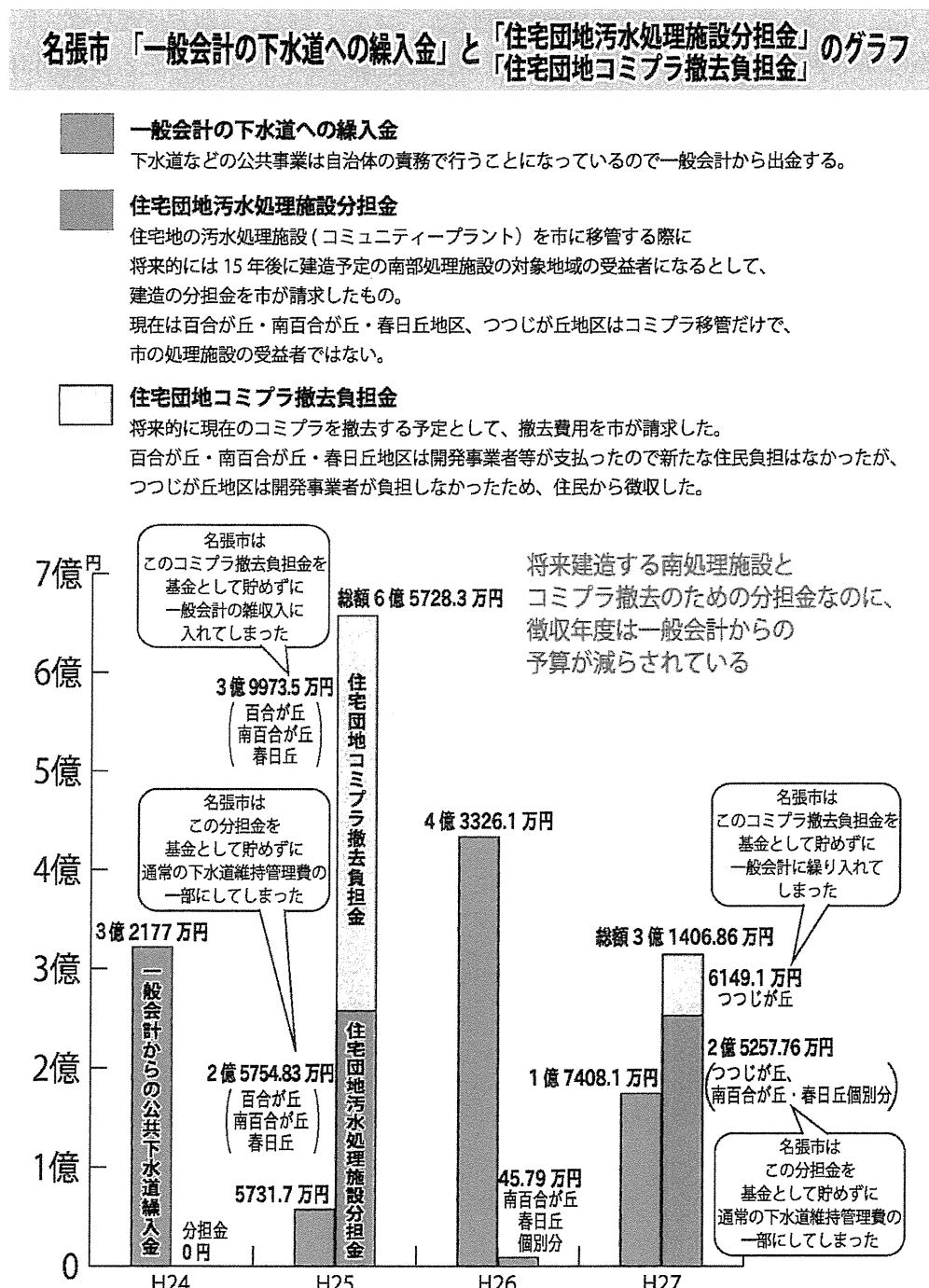
図3はそれを示しています。2013年度は、一般会計に「雑入」が新規に4.0億円生まれ、下水道事業会計への繰入金が対前年度に比べ2.6億円が少なくてすみました。合わせて6.6億円の一般会計の財源効果がありました。また、2015年度も同じく一般会計の新規「雑入」が0.6億円、下水道事業会計への一般会計繰入金の対年度比減少2.6億円、合わせて3.2億円が一般会計の財源効果となりました。

なお、一般会計から下水道事業会計への繰入金の財源として地方交付税基準財政需要額（下水道費）が措置されます。2013年度に3.14億円、2015年度には3.31億円が算入されました。しかし実際に繰り入れられたのは、それぞれ0.57億円、1.74億円だけでした。

コミプラに関する負担金・分担金の徴収については市民から批判と運動がたかまり、裁

判も起こされています。実際に撤去・築造が始まっていないのに市民から分担金や負担金を徴収することは許されないこと、また分担金・負担金の根拠法である地方自治法224条に違反するのではないか、などの意見が市民から出されています。そもそも人口減少時代のなかで、コミプラを公共下水道につなぐ必要がないという意見も根強くあります。

図3 住宅団地コミプラ撤去負担金の一般財源化



日本共産党名張市議団作成から引用

2. 償還能力について

資金繰りの悪化とともに名張市財政を象徴するもう一つの指標は、負債の償還能力です。いま持っている負債を解消する力が問われています。

自治体の負債の大きさについては、これまで次のような指標が用いられてきました。

第一に、「将来にわたる実質的財政負担割合」です。これは、「地方債現在高 + 債務負担行為に係る翌年度以降支出予定額 - 積立金現在高」を「将来にわたる実質的財政負担額」として分子に置き、「標準財政規模」（標準的な一般財源の大きさ）を分母にして算出しています（下の算式）。

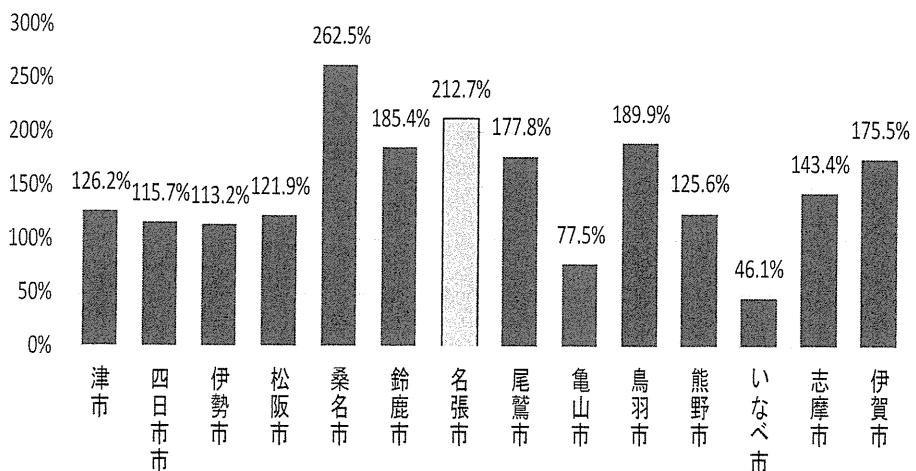
$$\begin{aligned} \text{将来にわたる実質的財政負担割合} \\ = \frac{\text{地方債現在高} + \text{債務負担行為に係る翌年度以降支出予定額} - \text{積立金現在高}}{\text{標準財政規模}} \end{aligned}$$

借金や、すでに支払いを約束した負債額が、名張市の標準的な一般財源規模の何倍あるかを示したもので、名張市の2015年度の値は分子が335億円、分母158億円で、割合は212.7%、2.127倍です。

この数値はこれまで長く使われてきました。しかも決算カードから簡単に計算できます。ただ残念ながらこの割合は普通会計の範囲内に限定されますので、名張市財政全体を表すものではありません。

図4は三重県内都市と比較したものです。名張市は桑名市に次いで高くなっています。

図4 三重県内都市・将来にわたる実質的財政負担割合（2015年度）



各市決算カードから筆者作成

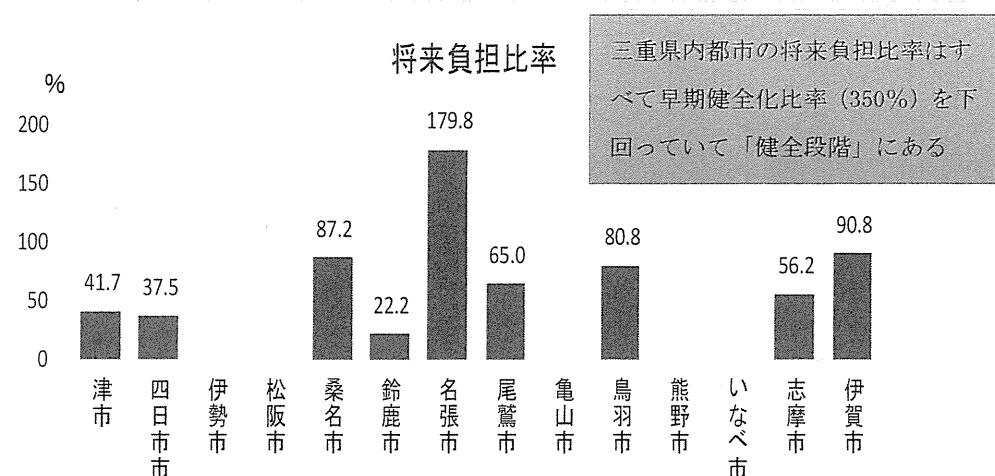
第二に、将来負担比率です。2009年度に全面施行した地方財政健全化法によって、財政健全化判断比率の一つとして設けられました。特別会計や一部事務組合、地方公社・第三セクターを含め自治体全体をカバーしています。将来負担比率は、「将来負担総額 - 償還に充当可能な財源」を「純負債額」として分子に置き、「標準財政規模 - 元利償還費のうち交付税措置される額」を分母にして計算します（下の算式）。

将来負担比率

$$= \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債来現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

名張市の2015年度の将来負担比率は、分子243億円、分母135億円で179.8%でした。分子の内訳は、将来負担額539億円（内訳：一般会計等地方債残高346億円、公営企業債126億円など）、償還可能財源295億円（基準財政需要額算入282億円、充当可能基金14億円）でした。健全化団体に陥る水準は350%ですから、名張市はこれよりはるかに低く、また年々低下していますから、問題があるというものではありません。ただ、県内ではもつとも高い市です（図5）。

図5 三重県内都市・将来負担比率



各市決算カードから筆者著作成

償還可能年数という考え方

以上の二指標は、一方が普通会計ベース、他方が全財政ベースという違いがありますが、共通しているのは、分母が標準財政規模（自治体の一般財源額）を基本している点です。しかし、最近は「償還可能年数」という指標を算出する自治体が増えています。その基本的な考え方は、分母を標準財政規模ではなく「償還可能財源」にしていることです。一般財源全体と比較して負債額を見るのではなく、負債の償還に使える財源を対象にして償

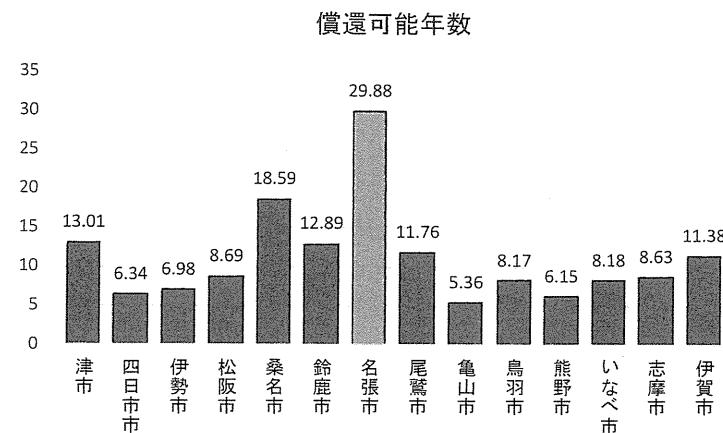
還能力がどの程度あるのか見ようというわけです。

仮に、分子を「将来負担額 - 充當可能基金・特定収入」（純負債額。将来負担比率の算出に使う数値）にし、分母を「経常一般財源等 - 公債費を除く経常経費充當一般財源等」（償還可能財源。決算カードに書かれている数値）にして割り算をしますと償還可能年数が算出されます（下の算式）。

$$\text{償還可能年数} = \frac{\text{純債務 (将来負担額 - 充當可能基金・特定収入)}}{\text{償還可能財源 (経常一般財源等 - 公債費を除く経常経費充當一般財源等)}}$$

この計算で三重県内の都市を比較したのが図6です。名張市は29.88年になります。つまり現在抱えている純負債をすべて償還するためには30年近くを必要とするという意味です。きわめて粗い計算で、正確とは言えませんが、おおよその傾向は分かります。負債の償還能力という点で名張市はきわめて脆弱だということになります。伊賀市では11年ほどです。

図6 三重県都市・償還可能年数



各市決算カードから筆者著作成

3. 名張市の財政を健全化するために

自治体なのですから当たり前のことですが、名張市も厳しい財政状況にあっても、さまざまな公共サービスを提供しています。しかし、同時に財政運営のやり方や予算の使い道についてさまざまな批判もあります。

名張市財政は、資金繰りの面でも負債償還の面でも、決して良くはありません。その打

開策として市民向け公共サービスの削減、経費効率化を主目的にした縮小型行革、自治体リストラを進め、他方で市民負担を増大させています。また最近では水道会計や基金からの大量借入れといった不透明な財政運営を続けています。

名張市が陥っている苦しい財政状況は包み隠さず市民に情報開示し、ともに解決する姿勢が必要ではないかと考えます。

合併しなかったから財政が厳しいというのは誤解

「名張市財政が厳しいのは合併しなかったからだ」という意見がありますが、これは誤解です。合併すれば、合併算定替という特例措置で地方交付税が減らないというのが理由です。しかしこの特例の意味は、合併後10年の期間中は、地方交付税の計算を合併前のようにするということであって、合併してもしなくても変わりません。10年が過ぎれば減っていきます。平成の大合併期に合併した自治体は、今その減少過程に入っています。そこで合併した市町村は「合併算定替終了に伴う財政対策連絡会協議会」を組織して、財政支援措置を国に要求せざるをえなくなっています。

お隣の伊賀市は2004（平成16）年11月に6市町村が合併して誕生しました。合併算定替の特例は2014年度末で終了しました。合併の際、伊賀市は旧市町村の職員と施設をすべて引き継ぎました。そのため人件費や物件費が減りませんでした。合併後、伊賀市は引き継いだ公共施設を再配置する作業を進めています。伊賀市は新しい財政課題に直面しているわけです。伊賀市の財政指標の方が、名張市よりよいものがあるのは確かです。しかし、それは合併したから良くなったのではなく、市の取組みによるものだと考えるべきです。

いなべ市は2003年12月に県内で最も早く4町合併を成し遂げました。合併時には「サービスは高い町に、負担は軽い町に合わせる」ということで出発しました。しかし、この10年間に、国民健康保険料、上下水道料金、保育料など市民生活に關係の深い公共料金がすべて引き上げられました。

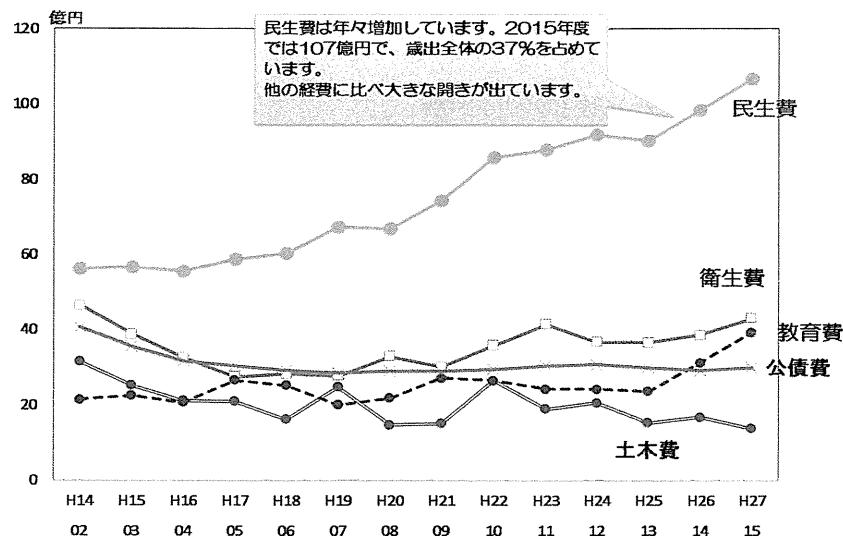
このように合併しなかったから財政が厳しいとか、合併すれば財政運営は楽になるなどというのはまったくの勘違いです。合併してもしなくとも、その自治体がどのような財政運営を進めるのかが、肝心だと考えるべきではないでしょうか。

名張市の良さを活かして住民を大切にする市政をつくる

名張市は高度成長期に成長した典型的な住宅都市です。関西との結びつきもあって高度成長期には働き盛りの住民がたくさん住み、人口が増加し、豊かな財源をもたらした成長型都市でした。しかし、現在では多くの市民はリタイヤし、一日の多くの時間を市内で過ごす定住者となりました。名張市は、成長都市から成熟都市に地域社会が変化しつつあり、それにともなって名張市財政の姿も変わっています。かつてのように税収が大きく伸びることではなく、一方で市の福祉サービスの受給者となった市民も少なくありません。少子高

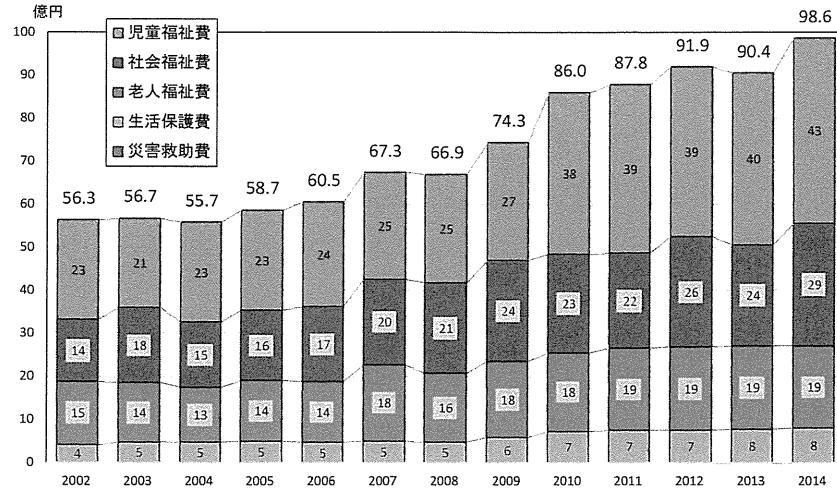
齢化は民生費の重要性、必要性を高めています。図7、図8は市財政がどこに重点を充てるべきかを示しているとも言えます。

図7 民生費が増えています



名張市決算カードから筆者作成

図8 子どもの福祉費が増えています



名張市決算カードから筆者作成

さいごに

公共サービスに必要な財源は、国が十分に保障するのが基本です。地方税財政改革がそうした方向で進められなくてはなりません。しかし、それとともに地域内で経済を循環させ、その力を活用して税源を市域内で作り出す方法も考え出さなくてはなりません。少子高齢社会は地域内で経済が循環する社会でもあります。生産され売買され消費することで

地元が潤います。暮らしに密着した仕事と産業を生み出し育てれば、若者の働き場所が作り出されます。高齢者の年金も含めてお金が地域内で循環できる経済を実現するために、市は市民とともに考えなくてはなりません。

名張市と言えば全国的に有名な地域予算制度や地域自治のしくみが作られています。その一つ一つを見ると立派なものも多いのですが、市が負担すべきものを地域・住民に転嫁するのに利用している側面もこれまでありました。住民自治の本来の趣旨に立ち返ってほしいと思います。

様式E (マニュアル様式)

政務活動費領収書等整理表

会派名：日本共産党

報告年度：平成28年度

項目	調査研究費・研修費・広報費・広聴費・要請陳情活動費・会議費
目	資料作成費・資料購入費・その他経費 (該当科目に丸をつけてください)

領収書等添付

百五キヤッショサービスご利用明細票

いつもご利用いただきありがとうございます。
このご利用明細票は必ずお持ち帰りいただきますように
お願い申し上げます。

取扱日	取扱店	機番	取引通番
28-6-17	I 403	62	2645
銀行番号	支店番号	口座番号	通帳用
0155	0403	00	***
お取引内容		お取引金額円	
振込予約		39,000	
お取扱できないとき		お取引後残高円	
		321,085	
お取引時刻		ご利用手数料円	
17:15		540	
お振込明細またはご案内			
三井住友銀行 神戸営業部 普通 71 [redacted] カ) コクサイツーリスト.ビューロー 様 ミハラ シュンコ 様 お電話 0595-68-3552 照会番号 000-10012 お振込取扱日 28-6-20 (月)			
印紙税申告納付につき津税務署承認済		7/28 百五キヤッショサービス 7/30 百五キヤッショサービス	

百五キヤッショサービスご利用明細票

いつもご利用いただきありがとうございます。
このご利用明細票は必ずお持ち帰りいただきますように
お願い申し上げます。

取扱日	取扱店	機番	取引通番
28-6-17	I 403	62	2647
銀行番号	支店番号	口座番号	通帳用
0155	0403	00	***
お取引内容		お取引金額円	
振込予約		41,000	
お取扱できないとき		お取引後残高円	
		279,545	
お取引時刻		ご利用手数料円	
17:18		540	
お振込明細またはご案内			
三井住友銀行 神戸営業部 普通 71 [redacted] カ) コクサイツーリスト.ビューロー 様 タキタ トシハル 様 お電話 090-[redacted] 照会番号 000-10014 お振込取扱日 28-6-20 (月)			
印紙税申告納付につき津税務署承認済		7/30/8/1 自治本部改 百五銀行	

百五キヤッショサービスご利用明細票

いつもご利用いただきありがとうございます。
このご利用明細票は必ずお持ち帰りいただきますように
お願い申し上げます。

取扱日	取扱店	機番	取引通番
28-6-17	I 403	62	2650
銀行番号	支店番号	口座番号	通帳用
0155	0403	00	***
お取引内容		お取引金額円	
振込予約		120,000	
お取扱できないとき		お取引後残高円	
		159,005	
お取引時刻		ご利用手数料円	
17:23		540	
お振込明細またはご案内			
楽天銀行 第二営業支店 普通 72 [redacted] シャ) キヨウセイカイカクスイシンキヨウカイ 様 ミハラ シュンコ タキタ トシハル 様 お電話 0595-68-3552 照会番号 000-10016 お振込取扱日 28-6-20 (月)			
印紙税申告納付につき津税務署承認済		7/30/8/1 百五銀行 石川一郎 手渡し	

※貼付する領収書等は、支出年月日、支出内容、金額、相手方が確認できるようにしてください。
※この用紙に複数の領収書等を貼付する場合は、科目を統一してください。

合計金額

1620 円

様式E (マニュアル様式)

政務活動費領収書等整理表

会派名：日本共産党

報告年度：平成28年度

項目	調査研究費・研修費・広報費・広聴費・要請陳情活動費・会議費 資料作成費・資料購入費・その他経費
	(該当科目に丸をつけてください)

領収書等添付

領 収 証

No. _____

名古屋市議会 日本共産党 様

平成28年 8月12日

金額

¥ 69200

但し 8/9 20 研修詔望 2泊3日
上記の金額正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

JTB 総合提携店

(株)三重旅行サービス
アピタ 0595-26-0211 アピタ名張店 0595-68-5181
伊賀上野店 0595-21-2917

合計金額	¥ 3,000	円
------	---------	---

※貼付する領収書等は、支出年月日、支出内容、金額、相手方が確認できるようにしてください。

※この用紙に複数の領収書等を貼付する場合は、科目を統一してください。

作成日： 2016年8月10日

請求書番号	担当者

ご請求書

名張市議会 日本共産党 様

国土交通大臣登録旅行業第 64 号
株式会社 ジェイティービー



JTB総合提携店

三重県知事登録旅行業第2種325号

(株)三重旅行サービス アピタ名張店

三重県名張市下比奈知字黒田3100-1

電話 0595-68-5181

代表取締役 神田 勝己



毎度、当社をご利用頂きまして、誠にありがとうございます。
この度のお取引につき、次のとおりご請求書申し上げます。
8月18日までにお支払い下さいます様お願い致します。
尚、内容に付きましてご不明な点がございましたら、
請求書受領後お早めにご連絡をお願いします。

	数位	単位	単価	合計
08/19 近鉄乗車券・特急券(名張～名古屋)	2	名	3,000	6,000
08/19 JR乗車券・特急券(名古屋～東京都区内)	2	名	10,300	20,600
08/19 ホテル日本橋サイバー/シングル朝食付	2	名	10,300	20,600
08/20 JR乗車券・特急券(東京都区内～名古屋)	2	名	8,000	16,000
08/20 近鉄乗車券・特急券(名古屋～名張)	2	名	3,000	6,000
内計		34,600	69,200	
JRはセットプラン料金です。				
旅行費用総額				69,200

ご請求額

¥69,200

お振込先

百五銀行 名張支店 普通預金 22 [REDACTED]
北伊勢上野信用金庫 名張支店 普通預金 95 [REDACTED]

口座名:株式会社 三重旅行サービス 代表:神田 勝己

※お振込でのお支払いの場合、振込受領書を領収書に替えさせて頂きます。

地域包括ケア特別講座

in仙台

in東京

7/22 金 仙台

8/19 金 東京

14:00~16:30

地域福祉政策の立案に向けて

～地方議員がいま取り組むべき課題 基礎編～

- 高齢者福祉施策の現状と課題
- 介護保険制度の概要と制度改正の動向
- 地域包括ケアシステムの構築に向けて
- 地域が主役の時代へ
- 在宅医療、在宅介護の連携促進策
- 地域ケア会議と地域包括ケア
- 介護予防給付と地域支援事業
- 認知症施策の推進(オレンジプラン)とは

7/23 土 仙台

8/20 土 東京

10:00~12:30

地域福祉政策の実践に向けて

～地方議員がいま取り組むべき施策 実践編～

- 地域包括ケアシステム構築へ向けた取組事例
- 制度改正に伴う市町村の役割の変化
- 小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行
- 地域包括ケアシステム構築のプロセス
- 2025年を見据えた介護保険事業計画
- 高齢者の居場所づくり
- 地方議員の福祉政策との関わり方

講師紹介

公益社団法人
かながわ福祉サービス振興会
理事長

せと つねひこ

瀬戸恒彦

略歴

1956年生まれ。1979年神奈川県庁入庁。1993年から福祉部福祉政策課で高齢社会対策に関する各種調査、介護保険制度の立ち上げに従事。2001年(公社)神奈川県を退職し、(社)かながわ福祉サービス振興会事務局長に就任。2002年から専務理事を歴任し、2014年6月理事長に就任。現在、シルバーサービス振興連絡協議会会長、一般社団法人かながわ福祉居住推進機構理事長、一般社団法人日本ユニットケア推進センター理事、NPO法人神奈川県介護支援専門員協会監事、神奈川大学非常勤講師なども務める。共著として、「評価が変える介護サービス」法研2003、「介護経営白書」日本医療企画2006、「居宅介護支援・介護予防支援給付管理業務マニュアル」中央法規2007、「新・社会福祉士養成講座第11巻第7章」中央法規2010、「業務改善ハンドブック第1章~4章、7章」中央法規2012、「基礎力を鍛えるコンプライアンス経営」日本医療企画2014、などがある。



受講料について

◆受講料 1講座 15,000円(税込)

受講料は「受講確認書」到着後に事前にお振込みをお願いします。※キャンセルは、7日前までにご連絡ください。

開催場所までのアクセス

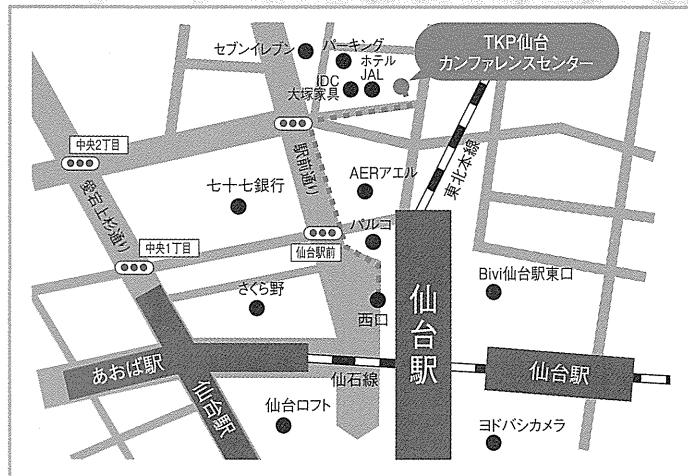
仙台

TKP仙台カンファレンスセンター

〒980-0013 宮城県仙台市青葉区花京院1-2-3 ソラガーデンオフィス内

●JR東北本線 仙台駅 西口 徒歩3分

●仙台市営南北線 仙台(地下鉄)駅 徒歩5分



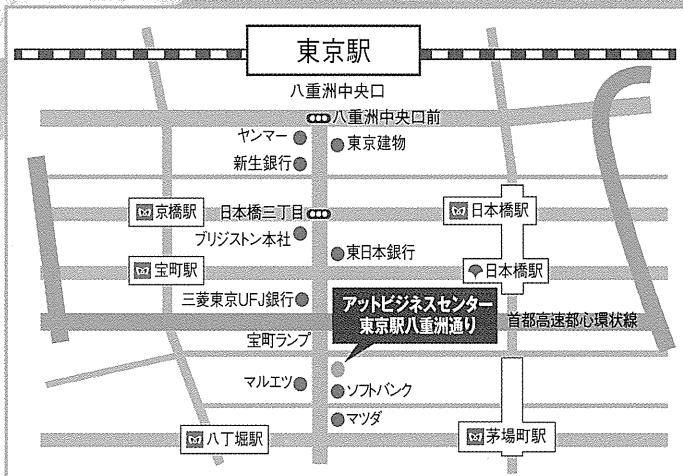
東京

アットビジネスセンター東京駅八重洲通り

〒104-0032 東京都中央区八丁堀1-9-8八重洲通りハタビル

●東京駅八重洲口より 徒歩約10分

●日比谷線八丁堀駅より 徒歩約2分



お申込み方法

お申込みはファックスまたは、メールにてお願いします。お申込み後は事務局から折り返し「受講確認書」を一両日に中にファックスまたはメールにて送付いたします。「受講確認書」に従って、事前に口座へお振込みください。

ファックスでのお申込みの場合

03-6869-1326

※下記項目を記入していただき、ファックスで送信をお願いいたします。

メールでのお申込みの場合



mail@gyokaku.com

※ご希望の日時にチェックを入れてください。(1講座 15,000円)

●『地域福祉政策の立案に向けて』

～地方議員がいま取り組むべき課題 基礎編～

7月22日 金 仙台 14:00~16:30

8月19日 金 東京 14:00~16:30

●『地域福祉政策の実践に向けて』

～地方議員がいま取り組むべき施策 実践編～

7月23日 土 仙台 10:00~12:30

8月20日 土 東京 10:00~12:30

ふりがな お名前	三原 淳子・田代利治	貴議会名	名残れ議会 (3期目)
ご住所	三重県名張市源氏町1-1 日本共産党議員団	メール	
電話番号	0595-64-8870	FAX番号	0595-64-8870

《個人情報の取扱いについて》ご提供いただいた個人情報は、一般社団法人 行政改革推進協会においてサービスの提供に利用させていただきます。また、ご提供いただいた情報は、当社が管理責任者として厳重に保管・管理いたします。



一般社団法人 行政改革推進協会

〒103-0004 東京都中央区東日本橋2丁目28-4 2階

TEL **03-6869-1143**

FAX **03-6869-1326**

メール

mail@gyokaku.com

H28

日本共産党-21/76

※お申込みはFAXまたはメールにてお願い致します。

様式E (マニュアル様式)

政務活動費領収書等整理表

会派名：日本共産党

報告年度：平成28年度

項目	調査研究費・研修費・広報費・広聴費・要請陳情活動費・会議費 資料作成費・資料購入費・その他経費
	(該当科目に丸をつけてください)

領収書等添付

領 収 証

日本共産党 様 28年8月19日

★ ￥15,000

但 8/19 14:00～「地域福祉政策の立案に向けて」
研修会受講代として
上記正に領收いたしました

一般社団法人行政改革推進協会
〒103-0004
東京都中央区東日本橋2丁目28-4-2階
TEL 03 (6869) 1143


領 収 証

日本共産党 様 28年8月19日

★ ￥15,000

但 8/19 14:00～「地域福祉政策の立案に向けて」
研修会受講代として
上記正に領收いたしました

一般社団法人行政改革推進協会
〒103-0004
東京都中央区東日本橋2丁目28-4-2階
TEL 03 (6869) 1143



合計金額

30,000 円

円

※貼付する領収書等は、支出年月日、支出内容、金額、相手方が確認できるようにしてください。

※この用紙に複数の領収書等を貼付する場合は、科目を統一してください。

様式E (マニュアル様式)

政務活動費領収書等整理表

会派名：日本共産党

報告年度：平成28年度

項目	調査研究費・ <input checked="" type="checkbox"/> 研修費・広報費・広聴費・要請陳情活動費・会議費 資料作成費・資料購入費・その他経費
目	(該当科目に丸をつけてください)

領収書等添付

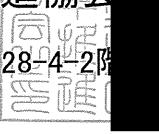
領 収 証

日本共産党 様 28年8月20日

★ ¥15,000

但 8/20 10:00～「地域福祉政策の立案に向けて」
研修会受講代として
上記正に領収いたしました

一般社団法人行政改革推進協会
〒103-0004
東京都中央区東日本橋2丁目28-4-2 隅
TEL 03(6869)1143


領 収 証

日本共産党 様 28年8月20日

★ ¥15,000

但 8/20 10:00～「地域福祉政策の立案に向けて」
研修会受講代として
上記正に領収いたしました

一般社団法人行政改革推進協会
〒103-0004
東京都中央区東日本橋2丁目28-4-2 隅
TEL 03(6869)1143



合計金額	30,000 円
------	----------

※貼付する領収書等は、支出年月日、支出内容、金額、相手方が確認できるようにしてください。

※この用紙に複数の領収書等を貼付する場合は、科目を統一してください。

様式E (マニュアル様式)

政務活動費領収書等整理表

会派名：日本共産党

報告年度：28 年度

項目	調査研究費・研修費・広報費・広聴費・要請陳情活動費・会議費 資料作成費・資料購入費・その他経費
領収書等添付	(該当科目に丸をつけてください)

領 収 証

名張市議会 日本共産党 様

No.

平成28年 7月 21日

金額

¥ 48,600-

但し
上記の金額正に領収いたしました取 入
印 紙

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

JTB 総合提携店
(株)三重旅行サービス
アピタ名張店 0595-26-0211 アピタ名張店 0595-68-5181
伊賀上野店 0595-21-2917

81,280 円のうち

合計金額	63,080 円
------	----------

※貼付する領収書等は、支出年月日、支出内容、金額、相手方が確認できるようにしてください。

※この用紙に複数の領収書等を貼付する場合は、科目を統一してください。

作成日： 2016年7月13日

請求書番号	担当者
■■■■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■■■

ご請求書

名張市議会 日本共産党 様

国土交通大臣登録旅行業第64号
株式会社 ジェイティービー



JTB総合提携店

三重県知事登録旅行業第2種325号
(株)三重旅行サービス アピタ名張店
三重県名張市下比奈知字黒田3100-1

電話0595-68-5181

代表取締役 神田 勝己



毎度、当社をご利用頂きまして、誠にありがとうございます。
この度のお取引につき、次のとおりご請求書申し上げます。
7月23日までにお支払いくださいます様お願い致します。
尚、内容に付きましてご不明な点がございましたら、
請求書受領後お早めにご連絡をお願いします。

	数位	単位	単価	合計
07/24 近鉄乗車券・特急券(名張～名古屋)	2	名	3,000	6,000
07/24 JR乗車券・特急券(名古屋～東京都区内)	2	名	8,000	16,000
07/24 ホテル日本橋サイバー/シングル朝食付	2	名	9,100	18,200
07/25 JR乗車券・特急券(東京都区内～名古屋)	2	名	10,300	20,600
07/25 近鉄乗車券・特急券(名古屋～名張)	2	名	3,000	6,000
内計			33,400	66,800
JRはセットプランです(出発後変更不可)				
旅行費用総額				66,800

ご請求額

¥66,800

お振込先

百五銀行 名張支店 普通預金 22■■■■■
北伊勢上野信用金庫 名張支店 普通預金 95■■■■■

口座名:株式会社 三重旅行サービス 代表:神田 勝己

※お振込でのお支払いの場合、振込受領書を領収書に替えさせて頂きます。

様式E (マニュアル様式)

政務活動費領収書等整理表

会派名：日本共産党

報告年度：28 年度

項目	調査研究費	・ 研修費	・ 広報費	・ 広聴費	・ 要請陳情活動費	・ 会議費
目	資料作成費	・ 資料購入費	・ その他経費	(該当科目に丸をつけてください)		

領収書等

領 収 証

日本共産党 様 28年7月25日

★ ¥15,000

但「新たに始まった新教育委員会制度とは」
 7/25 10:00～ 研修会受講代として
 上記正に領収いたしました



一般社団法人行政改革推進協会
 〒103-0004
 東京都中央区東日本橋2丁目28-4-2階
 TEL 03 (6869) 1143

領 収 証

日本共産党 様 28年7月25日

★ ¥15,000

但「小中一貫教育とチーム学校の要点と解説」
 7/25 14:00～ 研修会受講代として
 上記正に領収いたしました



一般社団法人行政改革推進協会
 〒103-0004
 東京都中央区東日本橋2丁目28-4-2階
 TEL 03 (6869) 1143

合計金額

30,000

円

※貼付する領収書等は、支出年月日、支出内容、金額、相手方が確認できるようにしてください。

※この用紙に複数の領収書等を貼付する場合は、科目を統一してください。

様式E (マニュアル様式)

政務活動費領収書等整理表

会派名：日本共産党

報告年度：28年度

項目	調査研究費	・研修費	・広報費	・広聴費	・要請陳情活動費	・会議費
	資料作成費	・資料購入費	・その他経費	(該当科目に丸をつけてください)		

領収書等添付

領 収 証

日本共産党 様 28年7月25日

★ ¥15,000

但「小中一貫教育とチーム学校の要点と解説」

7/25 14:00～ 研修会受講代として
上記正に領收いたしました

一般社団法人行政改革推進協会
〒103-0004
東京都中央区東日本橋2丁目28-4-2階
TEL 03 (6869) 1143

領 収 証

日本共産党 様 28年7月25日

★ ¥15,000

但「新たに始まった新教育委員会制度とは」

7/25 10:00～ 研修会受講代として
上記正に領收いたしました

一般社団法人行政改革推進協会
〒103-0004
東京都中央区東日本橋2丁目28-4-2階
TEL 03 (6869) 1143

合計金額

30,000

円

※貼付する領収書等は、支出年月日、支出内容、金額、相手方が確認できるようにしてください。

※この用紙に複数の領収書等を貼付する場合は、科目を統一してください。

様式E (マニュアル様式)

政務活動費領収書等整理表

会派名：日本共産党

報告年度：平成28年度

項目	調査研究費・研修費・広報費・広聴費・要請陳情活動費・会議費 資料作成費・資料購入費・その他経費
	(該当科目に丸をつけてください)

領収書等添付

領 収 証

No.

平成28年 8月 23日

名古屋市議会 日本共産党 様

金額

¥ 65080-

但し 8/26.27 研修会費として
上記の金額正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

JTB 総合提携店

(株)三重旅行サービス

アピタ名張店 0595-26-0211 アピタ名張店 0595-68-5181

伊賀上野店 0595-21-2917



合計金額	¥ 65080	円
------	---------	---

※貼付する領収書等は、支出年月日、支出内容、金額、相手方が確認できるようにしてください。
※この用紙に複数の領収書等を貼付する場合は、科目を統一してください。

